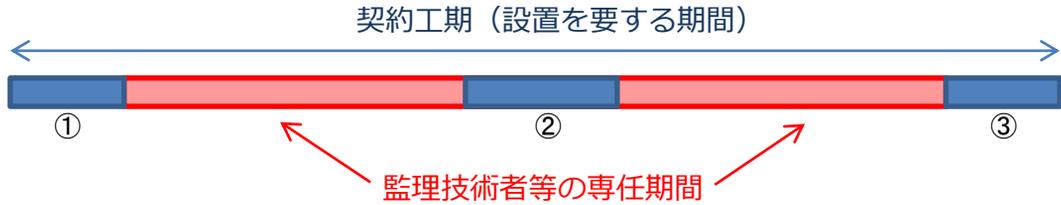


監理（主任）技術者の設置及び専任配置の取り扱いについて

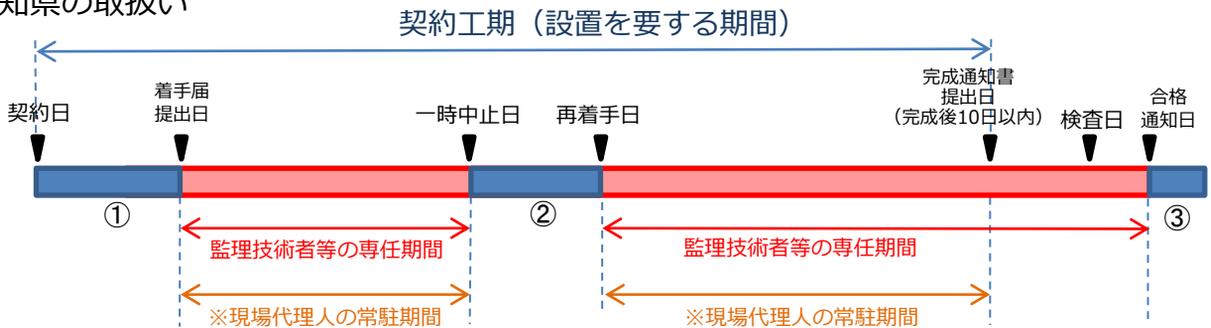
○監理技術者制度運用マニュアルの取扱い



（専任を要さない期間）

- ① 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ② 自然災害発生等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

○高知県の取扱い



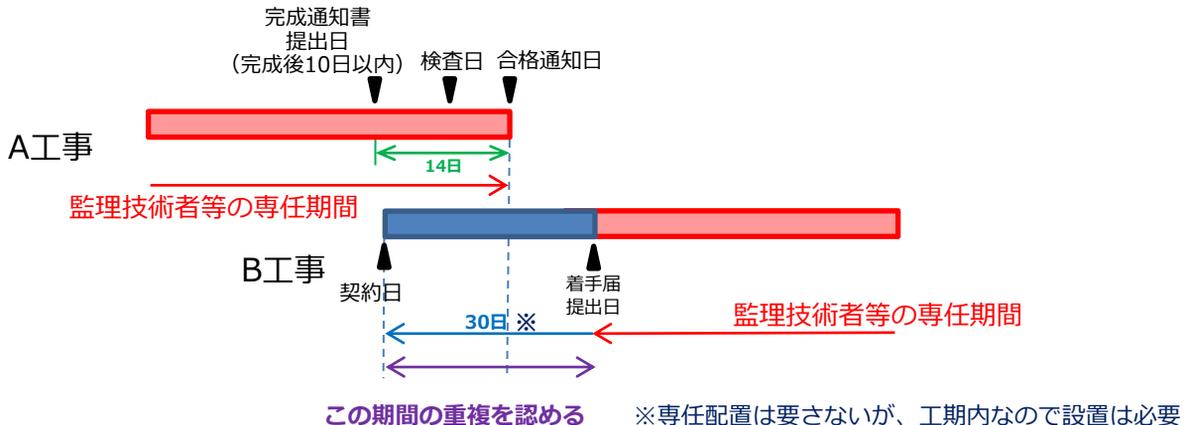
（専任を要さない期間）

- ① 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合
- ② 工事を全面的に一時中止している場合
- ③ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

建設工事技術者研修会テキストP.2-30参照

※上記期間については、書面により明確になっている必要がある。

○専任を要する工事における同一の監理（主任）技術者の引継ぎの取扱い



A工事が専任期間中であるため、本来、B工事に同一の技術者を設置することはできないが、契約日から着手届提出日までの間は重複を運用上認めることとする。ただし、B工事の着手期限（通常、契約書に定める工期の始期日から30日）までにA工事の検査が終了しない場合は、別途、同等以上の資格を有する者（一般競争入札（総合評価方式を含む）の場合は、「かつ、同等以上の実績を有する者」）を配置すること（A工事）。配置できない場合は、契約を解除する（B工事）場合があるので留意すること。